



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成19年7月10日火曜日 第1877号外1

◇ 目 次 ◇
条 例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…… 1

条 例

○愛媛県条例第38号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報酬）</p> <p>第2条 選挙長等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙長 1日につき <u>10,600円</u></p> <p>(2) 選挙分会長 1日につき <u>10,600円</u></p> <p>(3) 選挙立会人 1日につき <u>8,800円</u></p> <p>2 省略</p>	<p>（報酬）</p> <p>第2条 選挙長等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙長 1日につき <u>10,700円</u></p> <p>(2) 選挙分会長 1日につき <u>10,700円</u></p> <p>(3) 選挙立会人 1日につき <u>8,900円</u></p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。